## 平成26年度各部定期監査の結果

## 第1 監査期間

平成26年4月7日(月)から平成26年8月20日(水)まで

#### 第2 監査の対象

平成25年度の財務に関する事務の執行状況等

### 第3 監査対象部局及び日程

別添「平成26年度各部定期監査日程表」のとおり

## 第4 監査の内容及び主眼点

各部定期監査は、平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則って、適正かつ効果的に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

### 第5 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

# 第6 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のとおり不適切な事務処理が見受けられたので指摘する。 なお、軽微な事項は口頭で注意した。

### (1) 公金管理及び私金管理の混同により不要な事務処理を生じたもの

課の親睦会費の管理について、12月分及び1月分を、親睦会口座ではなく介護給付費貸付金口座に誤って入金し、1月分の入金直後にその誤りに気付いたため、約1か月弱の間、貸付金口座に親睦会費が入金されている状態が続いていた。1月に親睦会費2か月分を貸付金口座から出金したが、2月に25年度下半期分の利息が貸付金口座に入金された際、親睦会費の額に相当する利息1円が生じたため、当該利息分を貸付金口座から親睦会口座へ移動する処理を行っていた。

この誤りは、同一の金庫内で、公金の通帳と私金の通帳を区分せずに管理し、混同したことに起因するものである。再発が生じないように、公金管理と私金管理は厳に峻別しなければならない。

(介護保険課)

## (2) 委託事業の実施及び管理を適正に行うべきもの

ア 生活保護受給者社会参加支援事業(25年度に開始した新規事業、厚生労働省の補助事業)の委託に当たり、支援員の資格要件(社会福祉士、精神保健福祉士等の資格要件)について、厚生労働省補助事業規定に基づき、仕様書に具体的に定めているが、当該資格要件の確認は、事業開始前の請負業者との打ち合わせにおいて口頭で確認しただけであった。

(生活福祉課)

イ 子育て支援短期保護(子どもショートステイ)事業委託について、仕様書では、受託法人は実績報告書を区に提出し、それを審査のうえ、区は実績分に係る委託料を3か月ごとに支払うとしていたが、7月分以降の実績報告書の提出が遅れ、7月分以降の3四半期分の委託料は26年4月に支払われていた。また、人件費・管理費に係る委託料は、4月及び10月に前金分割払としていたが、10月分が26年4月に支払われていた。

(子ども家庭課)

## (3) 契約事務を適正に行うべきもの

ア 委託事項の一部の再委託について、再委託に必要な手続を行っていないものや、再 委託承諾の起案処理で契約課へ必要的協議を行っていないものが見受けられた。

(健康福祉計画課、介護保険課、子ども家庭課、清掃事務所、教育政策課)

イ 1人のみの見積り徴取による随意契約の理由について、シルバー人材センターと随意契約する場合の理由を「シルバー人材センターから役務の提供を受ける」とするのではなく、「緊急対応が必要であるため」としていたもの、随意契約締結根拠である地方自治法施行令の条文適用に係る具体的理由が記載されていないもの、10万円未満の委託契約の場合に、履行期間までに十分な日数があるにもかかわらず「緊急対応が必要であるため」という理由を選択しているもの、楽器運搬に係るトラック借上げ契約を複数締結しているが、2人から見積りを徴した契約と1人のみから見積りを徴した契約とがあり、1人のみの見積り徴取による随意契約の理由を「当該業者は、過去の実績から信頼性があり、区内の道を熟知しており効率的な業務執行が可能である」と記載するなど、不適切なものが見受けられた。1人のみの見積り徴取による随意契約はあくまで例外的な取扱いであることを考慮し契約事務を行うべきである。

(人権政策課、スポーツ振興課、子育て支援課、教育指導課)

ウ 徴取した見積書について、単価契約の見積書に総額が記載されているもの、総価契約の見積書に単価が記載されているもの、請求単価契約(契約締結時に単価が確定できない契約)の見積書に固定した単価額が記載されているもの、消費税の記載に当た

り、見積書は外税、契約書は内税と記載しているものなど、契約種別と見積書との照 合、審査が正しくなされていないものが見受けられた。

> (広報課、人権政策課、防災課、産業経済・消費生活課、 環境保全課、区議会事務局、教育政策課、教育指導課)

エ 契約書の作成に当たり、契約に不可欠である契約条項を付していないものや、異なった種別の契約条項を付しているものが見受けられた。また、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものが複数見受けられた。

(国保年金課、西部地区サービス事務所、生活衛生課、障害福祉課、 保育課、道路管理課、会計課、区議会事務局、学校運営課)

## (4) 給与事務を適正に行うべきもの

ア 臨時職員の賃金支出について、支出負担行為の起案を行っていないものが見受けられた。

(西部地区サービス事務所、産業経済・消費生活課、 生活衛生課、碑文谷保健センター、教育指導課)

イ 専務的非常勤職員分の即日帰庁旅費の計算について、運賃、定期券調整や回数券調整処理に誤りがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものが見受けられた。

(滞納対策課、子ども家庭課、保育課)

# (5) 会計事務を適正に行うべきもの

ア 金銭出納員が受領した歳入については、現金出納簿への記帳、収納金日報及び収納 金収入報告書の作成をしなければならないが、記帳漏れや作成月日の誤り、未作成の ものが見受けられた。

(広報課、区民の声課、産業経済・消費生活課)

イ 資金前渡金の現金出納簿について、臨時の受入・清算戻入を記帳していないもの、 年度末の戻入を記帳していないもの、総括口座を作成していないもの、個別口座から 総括口座への転記を誤ったもの、総括口座の差引残高と預金通帳の残高が一致してい ないものが見受けられた。

> (秘書課、総務課、防災課、碑文谷保健センター、 高齢福祉課、都市整備課、建築課)

### (6) 収入事務を適正に行うべきもの

第二ひもんや保育園(保育課所管)及び目黒天空庭園(みどりと公園課所管)には、太陽光発電設備が設置され、東京電力㈱へ売電した収入が区の歳入になっている。

売電収入は、所管課の資金前渡受者用口座で入金(振込み)を受け、入金後に歳入調定している。しかしながら、資金前渡受者用口座は、事業上必要な歳出金を保管管理するためのものであるため、歳入金を当該口座で受けることは適切とは言えない。 (保育課、みどりと公園課、会計課)

### 2 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが、改善・見直しについて検討を求める事項等が見 受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

## (1) 共通事項

### 事業概要の作成について

当該年度の主な事業の内容・実績等を取りまとめた事業概要については、作成・公表している部局としていない部局が見受けられた。事業概要は、部局における1年間の主な事業の成果を示すものであり、その内容を検証・評価し、翌年度の予算編成に反映するとともに、翌年度以降の事業執行の改善等に活かすための重要な資料となるものであり、議会及び区民に公表することにより説明責任の一端を果たすことにもなると考えられる。大半が区民向けの事業を行っている部局で、事業概要を作成していない部局にあっては、他の方法で代替できる場合のほかは、早期に実施に向けて検討されたい。

(該当部局)

### (2) 各部局関係事項

### ア 企画経営部関係

### (ア) 区有施設の抜本的な見直しの推進について

区有施設の抜本的な見直しについては、平成24年3月に策定された目黒区行革計画において、「区政の将来展望を切り拓く3つのプロジェクト」の一つに掲げられ、区政の最重要課題に位置づけられている。

25年度においては、施設白書の公表及びパブリックコメントの実施、施設利用者及び区民アンケートの実施、区有施設見直し有識者会議からの「区有施設見直しに関する意見書」の提出、区有施設見直し方針案(中間のまとめ)の作成等を経て、26年3月に区有施設見直し方針が策定された。見直し方針においては、「<参考資料>平成26年度以降のスケジュールについて」として、26年度以降の取組のイメージについて記載されている。今後、目黒区生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証及び見直しの方向性等のまとめ、区有施設の長寿命化、実施計画等の改定、「区有施設見直し計画」の策定など、多くの課題について検証し、具体化を図っていかなければならない。

監査委員においても、行政監査として、「複合施設の管理について」(24年度) 「プロポーザル方式による随意契約について」(25年度)を実施し、区有施設等 に関して意見・要望を述べてきた。また、施設監査等においても、施設の管理運営 に関して指摘事項のほか意見・要望事項を述べてきたところである。

今後の区有施設の抜本的な見直しに当たっては、特に「区有施設見直し計画」の 策定が重要課題と考えられるが、25年度に策定された区有施設見直し方針、生活 圏域整備計画の見直しの必要性の検証及び監査結果等を踏まえ、改めて本区のある べき施設配置等を明確にするための基本的構想を策定するなど、今後の方向性をよ り明確にしながら、抜本的な見直しの実施に向け、総合的・計画的に取り組まれた い。

## (イ) 新しい行政評価を活用した事務事業の見直しについて

行革計画においては、行政コストや費用対効果など、財政的視点を踏まえた評価シートを作成し、「行財政評価」システムの構築に向けた取組を行うこととされている。26年度は、24年度を初年度とする「財政健全化に向けたアクションプログラム」に基づき実施した「緊急財政対策にかかる事務事業見直し」の取組の最終年度に当たることから、最終年度の取組を着実に実施するとともに、27年度以降の事業の方向性や財政規模を確認し、今後の取組について検討を進めるため、行政評価の視点を取り入れた事務事業見直しの検証等(対象事業は、事務事業見直しにおいて、見直し検討対象としたすべての事業(830事業)等)に取り組み、行革計画の改定に反映させることとされている。

新しい行政評価の実施については、今回の取組を活かしながら検討を進めることとされているが、区民からみて評価しやすく分かりやすいことや職員の負担等も考慮しながら、目黒区基本計画において6つの重点プロジェクトに掲げられた目標や、実施計画事業、毎年度の重要課題に沿った重点化対象事業等の検証・評価を中心として、毎年度、継続的に実施できるよう、新たな行財政評価システムの構築に向け取り組まれたい。

(行革推進課)

## (ウ) 民間の活力を活用した業務委託の推進について

本区は、19年5月に策定した「中長期の定数管理の考え方」の中で、民間委託など民間活力の活用によるアウトソーシングを推進することとしている。これを踏まえ、26年3月に定めた「中長期の定数管理の考え方」に基づく後期5か年の取組方針においては、民間活力の更なる活用に向け、具体的な専門定型業務等を示しているところである。

25年度においては、区民生活部において、住民票郵送請求業務の委託化が取り 組まれたが、委託化に当たり、プロポーザル方式による業者選定を実施し、業務委 託による職員定数の削減と委託経費との差額により、経費面で約430万円の削減 効果が見込まれるなど、効率的な業務執行に努めている。今後、委託仕様書等をも とに、履行状況等の適時の報告や確認などにより、業務の円滑な執行とともに、個 人情報の保護の徹底を図るなど、法令を遵守しつつ、適切な業務管理に努められた い。

さらに、他の業務においても、取組方針を踏まえ、他区の取組等も参考にしながら、関係法令や費用対効果等を十分検討し、専門定型業務等の委託等について取り組まれたい。

(行革推進課、戸籍住民課、ほか関係課)

#### (工) 財政運営上のルール化の拡充及び新公会計制度への対応について

本区では、24年度に定めた財政運営上の3つのルール(財政運営の基本と積立 基金の維持、積立基金の強制積立、起債発行額の上限設定)を踏まえた予算編成を 行い、積立基金の増額など、基金に依存しない持続可能な財政構造の確立に努めている。

今後は、ルール化の状況を検証し、財政規律の確保、持続可能な財政構造への転換に向けて、財政運営上のルール化の拡充について検討されたい。

また、本区では、地方公会計制度への対応として、20年度決算から財務諸表4表を作成・公表しているところである。24年度決算においては、総務省方式改訂モデルにより、区単体及び外郭団体を含めた連結ベースの財務諸表を作成し、その中で、新たに区立保育所の行政コスト計算書と土地等の有形固定資産表を記載するなど、区の財政状況を区民により分かりやすく、理解できるようにすることに努めている。今後とも、総務省による統一基準の公表等の動向に注視し、事業別コストや23区との比較など財務諸表の分析方法の改善及び有効活用等、新公会計制度への取組について更に検討されたい。

(財政課)

## イ総務部、危機管理室関係

## (ア) 係長職昇任選考及び管理職昇任選考の受験率の向上等について

平成25年度の各部定期監査結果においては、管理職選考の申込率の低下等を踏まえ、管理職の組織的・計画的な育成の推進について意見・要望を述べたところである。

昇任選考の受験率についてみると、近年、係長職では20%を下回る状況が続いており、管理職では5%未満の状況が続いている。今後、定年を迎える管理職等が増加していくことから、区政を支える有為な管理監督者の育成・確保は組織運営上の喫緊の課題である。25年10月に行われた特別区人事委員会の勧告等においても、次代の区政を担う管理職の組織的・計画的な育成・確保とともに、事務事業のプレーイングマネージャーである係長職の育成・確保の重要性について意見が述べられている。本区においては、26年2月に目黒区人材育成・活用基本方針の改定を行ったところであり、本方針等に基づき、有為な管理監督者の育成・確保に向け更に取り組まれたい。

(人事課)

## (イ) 避難所運営協議会の設立支援について

区では、東日本大震災への対応における課題や教訓等を踏まえ、地域住民が主体となって避難所の運営ができるように、25年度から避難所運営協議会の設立支援のため、各住区エリアごとに取り組んでいるところである。現在、設立又は設立に向けた動きのある住区エリアは、22住区エリアのうち、11住区エリアの状況である。防災課においては、地区サービス事務所、区立学校等と連携を図りながら、設立・運営・訓練の支援に更に取り組まれたい。

(防災課、ほか関係課)

### (ウ) 帰宅困難者対策の推進について

目黒区地域防災計画に定める帰宅困難者対策の具体化の一つとして、25年5月

には「目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会」が設立され、さらに、25年11月には「中目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会」が設立された。

乗換駅等の主要な駅周辺における帰宅困難者対策は、地震発生時の駅周辺での安全の確保や混乱解消のために必要であるが、関係機関との連携、企業等における物資の備蓄等の帰宅困難者発生抑制対策、駅近隣での一時滞在施設の確保、災害情報や交通情報の提供の仕方、受入れに必要な物資の確保等の課題がある。都内の大規模な駅を中心として帰宅困難者対策が進められているところであるが、本区内における乗降者数が多い自由が丘駅においても帰宅困難者対策を進められたい。また、既に協議会ができている目黒駅や中目黒駅においても、訓練等の実施により帰宅困難者対策の充実に努められたい。

(防災課)

### ウ 区民生活部、産業経済部、文化・スポーツ部関係

### (ア) 住区会議室の指定管理者運営評価について

平成25年度末で住区会議室の指定管理者の指定期間が満了することから、26年度以降の指定管理者の選定及び評価を実施したが、選定・評価に当たり、より客観的な評価と多角的な視点からの判断を充実させるために、評価委員から地区サービス事務所長を除外し、区民生活部長、産業経済部長、学識経験者のほか新たにコミュニテイ活動に実績のある区民委員2名をもって構成する選定評価委員会を設置するとともに、評価項目についても、サービスの実施に関する事項、経営能力に関する事項に加え、施設の効用を高める事項についても評価が行われるなど、制度の改善に努めている。今後は、毎年度の指定管理者運営評価に当たっても、今回の取組が活かされるよう、制度の充実に向け検討されたい。

(各地区サービス事務所)

### (イ) 保養施設の代替事業について

箱根保養所代替事業については、23年度末の箱根保養所廃止に伴う代替措置として、数年間の暫定事業の位置付けで24年度から実施されているものであるが、4施設の部屋稼働率が30.8%と低い状況であることや、暫定的事業とされていること、民間でも比較的軽費な宿泊施設が営業されていることなどを踏まえ、費用対効果等の観点から見直しを検討されたい。

(地域振興課)

## (ウ) ふれあいまちづくり活動助成制度の活用について

ふれあいまちづくり活動助成については、助成対象の充実を図る観点から、対象業務の細分化、募集期間や周知方法、審査方法の改善に努めているところであるが、 当初予算計上の16団体に対し、助成されたのは7団体と少なく、近年減少傾向にある。

地域におけるまちづくり活動の推進を図るという本事業の趣旨を踏まえ、住区センター利用団体等への働きかけなど周知の強化、住区住民会議、町会・自治会等との連携などを通じ、制度の効果的な活用に努められたい。

(地域振興課)

# (エ) めぐも・ポイントシステム支援事業について

めぐも・ポイントシステム支援事業については、25年度も商店街連合会に対し 100万円の助成を行っているが、加盟店が25年度末で293店舗と少ない加盟 状況が続いている。

現状の問題点や課題を検証し、商店街連合会に対し効果的な方策を求めるとともに、今後の支援事業のあり方を検討されたい。

(産業経済・消費生活課)

### (オ) 三田地区店舗施設使用料等滞納金について

三田地区店舗施設使用料等の滞納金については、これまでの監査においても、使用料等の滞納金5,500万円余に対する適切な対応について意見・要望を述べてきたところであるが、25年度においても何ら具体的な対応が図られておらず、毎年度未収のまま翌年度へ繰り越される状況が続いている。

債権の回収努力を怠り、安易に不納欠損処分を行うことは避けなければならないが、債権状況について十分検証し、早期に具体的方針・手順を定め、必要な対応を図られたい。

(産業経済・消費生活課)

## (カ) 学校開放事業に係る施設使用料の取扱いについて

学校開放事業における学校施設の使用に当たっては、現在、使用料が無料とされているが、適正な受益者負担の観点から使用料の取扱いについて検討されたい。

(スポーツ振興課)

### 工 健康福祉部、健康推進部関係

## (ア) 災害時要援護者支援対策の推進について

障害者や介護・介助が必要な高齢者など災害時要援護者に対する支援対策については、支援対策を総合的に推進するための災害時要援護者支援プランの作成をはじめ、要援護者向け防災行動マニュアル(別冊ヘルプカード・防災手帳)及び地域住民向けガイドラインの作成、防災・救急医療情報キットの配布が行われるなど、積極的に取り組まれた。また、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、26年3月に地域防災計画が修正されたことに伴い、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、現在、名簿の作成等が進められている。

今後、名簿の整備、適切な情報管理・提供及び支援体制の整備、救護訓練など様々な課題があるが、地域関係団体・機関等との連携を図りながら、取組を進められたい。

(健康福祉計画課、ほか関係課)

## (イ) 老人いこいの家のあり方の見直しについて

老人いこいの家については、シルバー人材センター及び住区住民会議へ順次運営 委託が進められており、管理運営経費の縮減が図られるなど、運営形態等の見直し に努めている。今後も、住区会議室との休館日の統一による管理経費の効率化や住 区センター内施設の相互利用による施設の有効活用、多世代交流の促進など、施設 のあり方の見直しを更に検討されたい。

(高齢福祉課)

## (ウ) 介護保険料普通徴収現年度分の収入率向上について

25年度の介護保険料の普通徴収現年度分の収入率は83.9%、収入未済額は7,700万円余となっており、前年度よりも未済額が増加している。未納者に対しては、各月納期限の2か月後に督促状を送付しているとのことであるが、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例施行規則第2条第1項の規定では、納期限までに完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行し督促することとされている。早期の督促状の発行に努めるなど、収入未済額の縮減に更に取り組まれたい。

(介護保険課)

## (エ) 自立支援センター目黒寮の運営について

自立支援センター目黒寮については、路上生活からの早期の社会復帰・自立支援を目的とした施設として26年3月に設置・開設されたが、地域住民及び施設関係機関との連絡・協議の場として地域連絡協議会を設置し、協議等を重ねながら、多くの関係者の協力を得て完成に至ったものである。今後とも、地域等との必要な調整を図りながら、円滑な施設運営が確保されるよう努められたい。

(生活福祉課)

## (オ) たばこグッドマナー店、健康づくり協力店

健康づくりの一環として、受動喫煙を防止するために、飲食店を中心に「たばこグッドマナー店」の登録に取り組み、また、飲食店のメニューに栄養表示をするなど健康情報の提供を行う「健康づくり協力店」の推進に取り組んだが、24年度と比較して、「たばこグッドマナー店」が5店増の200店、「健康づくり協力店」が、2店増の60店と微増にとどまっている。

いずれも地域における健康づくりとして取り組まれているものであり、「健康めぐろ21」の改定に合わせ、課題等を検証し、拡大に向け支援に取り組まれたい。 (健康推進課)

# (カ) 健康づくりガイドブックの作成について

健康推進部においては、平成22年度に健康づくりガイドブック「坂道ウォーキングのすすめ」を作成し、これまで4版作成、約6,700部販売するなど普及に努め、地域で身近な場所で運動に取り組めるよう支援を行ってきた。さらに、25年度においては、食育推進事業の一環として、保育園給食の献立を活用した健康づくりガイドブック「家庭で味わう保育園給食のすすめ」を、保健所栄養士と保育園栄養士との共同で作成し、26年度から有償販売が行われている。保育園の給食に着眼し、職員の共同により取り組んだものである。こうした取組は、職員の創意工夫による成果であるが、近隣区等と共同で作成してコストの低減を図ることや、広告収入を図ることなど、今後、類似の取組に際しては、より効率的・効果的な取組

## オ 子育て支援部関係

### (ア) 子ども・子育て支援新制度施行に向けた取組について

目黒区子ども総合計画の計画期間が平成26年度末で終了し、また、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が27年度を目途に本格施行する予定になっていることから、これらを踏まえ、区民ニーズに対応した計画改定を行うため、25年度においては基礎調査が行われた。調査に当たっては、子ども施策推進会議によるグループインタビューが行われるなどの工夫が見受けられた。

一方、区は、保育施設定員の拡大など環境整備に努めているが、就学前児童数の増加等に伴い、保育所待機児童数が25年度の132人から247人と増加しているなど厳しい状況にある。子ども・子育て支援新制度の施行に向けては、多くの課題が予測されるが、今後とも、関係部局・機関等との連携を図りながら、新制度施行に向けた取組を着実に進めるとともに、待機児童対策、子育て施設の民営化、子どもの権利の尊重など多くの課題に対し、計画的・重点的に取り組まれたい。

(子育て支援課、ほか関係課)

### (イ) 要保護児童対策の充実について

要保護児童対策地域協議会は、被虐待児童をはじめ、保護を必要とする児童の早期発見と適切な対応を図るため、行政・教育・地域・医療機関等を構成員として、18年7月に設置されたものである。個別ケース検討会議、地域モニタリング会議、虐待ケース進行管理会議、代表者・実務者会議などきめ細かく対応されている。近年、地域等からの児童虐待通報件数が増加していることなどから、児童相談所との連携を含め、適時に機動的な対応ができるよう一層努められたい。

(子ども家庭課)

### カ 都市整備部、街づくり推進部関係

## (ア) 目黒天空庭園等の管理等について

平成25年3月開園した目黒天空庭園とオーパス夢ひろばについては、25年度、「都市公園コンクール国土交通大臣賞」(主催:一般社団法人日本公園緑地協会)を、本区と首都高速道路株式会社と連名で受賞した。また、「グッドデザイン・未来づくりデザイン賞」(主催:公益財団法人日本デザイン振興会)を、本区と首都高速道路株式会社、東京都と連名で受賞したところである。

開園以来、全国初のジャンクション屋上の公園ということもあり、観光スポットとして新聞やテレビでも報道されたことなどから、多くの来園者で賑わっている。 また、来園者や地区内の人口の増加もあって、北部地区サービス事務所や大橋図 書館の利用者も多くなっている。

25年度の各部定期監査結果においては、「関係部局や地域等と連携を図り、情報発信、観光、地域の活性化、新たな歳入の確保など、様々な角度から総合的に検討し、目黒の価値を更に高めるよう取り組まれたい。」と意見・要望を述べたとこ

るであるが、今後とも、関係所管が連携・協力しながら、目黒天空庭園等の施設管理や利用者対応等を適切に行うとともに、地域の活動団体等と協働し、目黒のまちの魅力を一層高めていくよう努められたい。

(みどりと公園課、ほか関係課)

# (イ) サクラ基金の管理について

区の公園等に所在する桜の老齢化や育成環境の変化により、樹勢が衰え、枝折れや倒木が懸念されることから、桜の保護・植替え等の事業に活用するため、26年3月にサクラ基金を創設し、寄付金を募っているところである。寄付金額は、25年度は78万円余、26年度(5月末時点)は281万円余となっている。

桜の保護・植替え等の事業は、寄付金のみで行うことは難しいものと考えられるところであるが、今後も、様々な機会を捉えて、サクラ基金のPRを行い、寄付者のモチベーションにつながる手法を考えながら、多くの区民等から寄付していただけるよう努められたい。

(みどりと公園課、秘書課)

### (ウ) 民間建築物の耐震化の促進について

区内の耐震化の状況であるが、24年時点の耐震化率は、住宅では78.6%、 民間特定建築物では75.9%、防災上重要な区有建築物では98.8%であり、住 宅において耐震性が不十分な住戸数は、3万1,280戸となっている。

このため、本区は、25年3月に改定した目黒区耐震改修促進計画により、平成32年までに、住宅及び民間特定建築物の耐震化率は95%、防災上重要な区有建築物の耐震化率は100%とすることを目標としている。

耐震化促進を図るため、耐震診断や耐震改修等の支援事業を行っており、木造住宅等に関する耐震診断助成件数は、22年度117件、23年度239件、24年度160件、25年度97件、耐震改修助成件数は、22年度30件、23年度39件、24年度50件、25年度23件となっている。

民間建築物の耐震化促進については、国の地域の元気臨時交付金対象事業であったが、執行率は43.5%と低かった。しかし、大地震が発生した場合の建物被害の軽減の観点から、民間建築物の耐震化促進は重要であり、住宅や民間特定建築物に対して、今後も、耐震化に関する指導と助言を行いながら、支援制度についても丁寧に説明し、建替えや改修につながるよう努められたい。

(建築課)

#### (エ) 区営住宅及び区民住宅の滞納金について

25年度における、区営住宅使用料の収入未済額は812万円余、区民住宅使用料の収入未済額は2,648万円余であり、24年度に比べて、いずれも増額となっている。各使用料の滞納者のうち、100万円以上の滞納者は区営住宅が3人、区民住宅が9人となっている。また、区民住宅の使用取消後から退去日までの居住に係る使用料相当額(区民住宅弁償金)の収入未済額は、472万円余となっている。

使用料の収納を図ることは、住宅管理に必要な財源確保、使用の公平性等から、適切に対応していく必要がある。使用料の徴収事務は、指定管理者の事務として第一義的には指定管理者が対応するものであるが、所管課としても指定管理者とともに、使用者へのきめ細かい対応を行いながら、収入率が向上するよう債権管理事務の適正な運用に努められたい。

(参考:24年度の収入未済額:区営住宅使用料671万円余、区民住宅使用料 2.592万円余、区民住宅弁償金472万円余)

(住宅課)

## (オ) 木密地域不燃化10年プロジェクトの推進について

首都直下地震による東京の被害想定において地震による火災発生の危険度が高い木造住宅密集地域の解消は、都・区にとって喫緊の課題である。

東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化推進特定整備地区 (不燃化特区)として東京都から、25年4月に「原町一丁目・洗足一丁目地区」、 25年11月に「目黒本町五丁目地区」の2地区が指定された。

この木密地域不燃化10年プロジェクトは、2020(平成32)年度までに、東京都の防災都市づくり推進計画で定める整備地域における不燃領域率を70%に引上げるとともに、整備地域内における主要な都市計画道路の整備を100%達成することを目標としている。

本区内の指定2地区の不燃領域率は、不燃化特区指定時点で、「原町一丁目・洗足一丁目地区」が51.8%、「目黒本町五丁目地区」が51.2%となっている。

このプロジェクトの推進に当たっては、地区内の地権者等の関係者による整備プログラムに掲げる各種の助成事業の理解と活用を図りながら、併せて、地区内の居住者の理解と協力を得て事業を推進していく必要がある。

区は、これまでも丁寧な対応を行い、事業を推進してきたところではあるが、今後は、事業推進に必要な関係者の理解と協力が得られるよう、一層丁寧な説明を行い、財源を最大限活用しながら効率的・効果的に事業を行い、「燃えないまち」、「燃え広がらないまち」の実現に努力されたい。

(都市整備課、地区整備計画課)

### キ 環境清掃部関係

平町エコプラザの今後の取扱いについて

平町エコプラザは、平成26年3月で廃止されたが、廃止後の取扱いが決まっていない。現状は閉鎖管理の状況であるが、今後の取扱方針をできるだけ早期に決定し、 閉鎖状況が長期化しないよう適切に対応されたい。

(環境保全課、政策企画課)

## ク 教育委員会事務局関係

#### (ア) いじめ及び体罰の防止について

平成26年度の教育行政運営方針では、いじめの未然防止・早期解決に向けた取組の推進として、いじめ防止対策推進法を踏まえ、目黒区におけるいじめ防止対策

の条例化に向け検討を進めるとしている。

また、体罰の根絶については、「体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、 絶対許されない行為である」という認識のもと、全ての教職員や指導員の人権意識 を高めるとともに、25年12月に策定した「目黒区体罰根絶マニュアル」を活用 し、体罰・不適切な指導の根絶を図るとしているところであるが、平成25年度に 東京都教育委員会が都内の全公立学校で実施した「小・中学校における体罰の実態 把握調査」結果によると、本区の区立小学校で1件、中学校で1件の体罰事案があ ったことが公表されている。

目黒区は、目黒区子ども条例(平成17年12月目黒区条例第63号)において、子どもの権利の尊重と権利侵害の防止について規定しており、今後、いじめの防止に向けた条例化の検討の際には、併せて、体罰は重大な人権侵害であることから、体罰の根絶についても条例化に向けて検討されたい。

(教育指導課)

### (イ) 図書館運営方法の見直しについて

26年3月に行財政改革推進本部において決定された「中長期の定数管理の考え方」に基づく後期5か年の取組方針では、当面の取組方針として、直営施設への指定管理者制度・委託の拡大について、福祉施設や図書館等の直営施設における職員の退職状況や民間事業者による受け皿の成熟度等を踏まえて実施に向けて取り組むこととされている。

図書館については、これまでも委託の拡大を行っているところではあるが、他の 自治体の図書館運営における民間の活力の状況等を参考にしながら、指定管理者制 度や更なる委託の拡大の実施に向けて取り組まれたい。

(八雲中央図書館)

### ケ 選挙管理委員会事務局関係

選挙の適正かつ効率的な執行及び啓発活動について

平成25年度においては、東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び東京都知事選挙と3つの選挙が行われた。3選挙とも投票率は前回と比べ下がっているが、選挙事務費の縮減など適正かつ効率的な選挙の執行に努めるとともに、区民の政治・選挙への関心を高めるための啓発活動の一環として実施された明るい選挙啓発ポスターコンクールにおいて、目黒区の中学生が全国の最優秀賞を受賞するなど、積極的な取組が行われた。今後とも、様々な啓発活動により投票率の向上に努めるとともに、投票・開票事務等を円滑に行い、適正かつ効率的な選挙の執行に努められたい。

(選挙管理委員会事務局)

### 3 まとめ

平成25年度は、実施計画の初年度に当たるとともに、財政健全化に向けたアクションプログラムの取組の2年度目となり、25年度予算は、「安全・安心なまちと暮らしを支え、区政を着実に進める予算」との位置付けのもと、行財政運営基本方針で定められた3

つの重要課題である「災害に強い、安全・安心の地域づくりへの取組」、「区民の暮らしへの支援と学校教育の充実」、「環境と調和した地域づくりへの取組」への対応を積極的に進め、総体としての区民福祉の向上を図る内容とされた。

地方財政法においては、第3条において予算編成の基本原則を定めるとともに、第4条において、予算執行に当たっての基本原則として、「第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。第2項 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。」旨規定されている。各部定期監査においては、各部局で予算の編成及び執行に当たり、総体としては、重要課題等に対する真摯な取組姿勢が見受けられ、おおむね適正・適切な予算の編成及び執行がなされていた。

一方、指摘事項等で述べたように、不適切な事務処理や改善・見直しについて検討を求める事項も見受けられた。

25年度の各部定期監査結果においては、意見・要望の一つとして、内部統制機能(組織の業務の適正を確保するための体制を構築していくシステム)の検証について述べたところであるが、区においては、「基本的な事務処理に関するマニュアルの活用等について」により、契約事務、会計事務、出退勤管理等、文書事務及び危機管理に関するマニュアル等のグループウェア内の保存場所及びミスが生じやすい事項や審査の際に注意すべき事項に関する解説等を取りまとめ、全庁的に周知徹底が図られた。

職員においては、今後ともこれらを十分活用し、あらゆる場面において、事務処理ミスの防止や事故等の発生の防止に取り組むなど、一層努力されたい。

最後に、本区においては、現在、緊急財政対策にかかる事務事業見直しの検証等に取り組むとともに、実施計画・財政計画・行革計画の改定、区有施設の抜本的な見直しなど、将来にわたる安定的な行財政運営の確保と公共サービスの構築を目指し、重要な諸課題に取り組んでいるところである。平成26年度行財政運営基本方針においては、自ら判断し行動する能力の高い人材の育成とともに、縦割りの弊害を排除し、一丸となって課題解決に取り組むことのできる組織の構築が掲げられているが、区長をはじめ管理監督者のリーダーシップのもと、そうした人材と組織力によって、これらの諸課題の達成に向け、果敢にチャレンジされるよう望むものである。

以 上